

《成年後見制度とは？》

認知症や知的障害、精神障害等の精神上の障害によって判断能力が十分でない方について、配偶者や親族などからの申立てに基づき、家庭裁判所が、ご本人の権利を守る「成年後見人」等を選ぶことにより、ご本人を法律的に擁護する民法上の制度です。

成年後見人等は、福祉サービスの利用契約を締結してご本人の日常生活を支援したり、預貯金や不動産等の財産管理を行います。（成年後見人等の種別により代理行為は異なります）

この制度は、将来の不安に備えるための「任意後見制度」と、既に判断能力が十分でない方のための「法定後見制度」の2種類に分けられます。

詳細については法務省のホームページ

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

《成年後見制度利用についての問い合わせ》

成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

<http://homepage3.nifty.com/ibarakikai/index2.html>

〒310-0063 茨城県水戸市五軒町1丁目3-16

茨城司法書士会館 電話029-302-3166

権利養護・成年後見センター「ばあとなあいばらき」

<http://www.csw-iba.org/>

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918

茨城県総合福祉会館5F 電話029-244-9030

■成年後見制度利用支援事業■

重度の認知症、精神障害、知的障害等により契約行為等を自分で行う事が困難で、成年後見人などによる支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族がない場合のための制度です。

利用者本人に配偶者・4親等以内の親族がなく、福祉を図るために特に必要と認められるときは、市長が申し立てを行い、審判請求及び後見人費用を市が負担します。

《問い合わせ》市民福祉部 高齢福祉課

電話：0293-43-1111

内線：121, 122, 123